

京都大学	博士（ 法 学 ）	氏名	高木 裕美（中山 裕美）
論文題目	国際難民制度の成立と変容－普遍的制度の自律化と地域化の台頭－		
（論文内容の要旨） 本論文は、国際難民制度の変容と拡大について、国際機構と地域機構という制度を中心に分析を試み、既存の国際難民制度研究に新たな視座を提供するものである。既存研究は1950年代に形成された国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と1951年難民条約から構成される狭義の国際難民制度のみを考察の射程としてきた。政治的現実主義の観点から行なわれた研究は、制度形成と冷戦下のパワー闘争の関連性を指摘し、難民制度が覇権国の利益に適した制度であると論じる一方、社会構成主義の観点から行なわれた研究は、人道的規範の共有が制度の醸成に寄与したと論じてきた。しかしながら、いずれの研究も冷戦の終結前後の制度変容に言及しながら、その因果メカニズムを十分に解明できなかった。本論文は、こうした既存研究の欠損と、国際難民制度が多様化・地域化している点に着目し、制度の変容過程においてUNHCRや地域機構がどのように難民救済機能を向上させ、異なる利害関係を有する諸国家の間で協調関係を維持し、難民問題の解決に貢献してきたのかについて、経時比較事例分析と地域的比較事例分析を用いて考察を行う。 本論文は、国際難民制度を理論的に概観した第一部「難民問題をめぐる国家間協調」、グローバルな制度における経時的変化を扱った第二部「国際難民制度の変容」、地域機構と地域的難民制度の共変の地域間差異を扱った第三部「難民制度の地域化」の三部で構成され、六章立てとなっている。 第一部第一章「難民問題をめぐる国家間協調の多極化」では、難民制度の変容や拡大の過程が分析の俎上に載り、難民問題を扱う多様な制度のもとで国家間協調がいかなる規範や手続きのもとで行なわれてきたのかが検証される。具体的には、狭義の国際難民制度が出身国、受動的受入国、能動的受入国、間接的関与国によって受容されることにより、他の政策領域を扱う国際制度とともに広義の国際難民制度へと発展した過程と、地域統合の波及により難民制度の地域化が進展した過程が解明される。 第二章「難民問題をめぐる国際協調に関する理論」では、現実主義や構成主義の仮説に反して、パワーや規範が変化したにもかかわらず、なぜ、どのようにして、一定レベルの国家間協調の維持が可能となったのかについて考察が行なわれる。さらに、難民制度の地域化について、脆弱な国家や権威主義的国家が多く存在するアフリカ・アジア地域では、一般的な地域統合論が示すような経済統合から政治統合への単線的移行は認められないが、地域統合が地域特有の政治的要因によって加速する一方で、それによって強化された地域機構が難			

民問題への対処能力を向上させていった。第二章ではその過程が明らかにされる。

第二部第三章「国家主導型国際難民制度とU N H C Rの役割」では、冷戦期に大国の利害関係の対立が先鋭化する中で設立された国際難民制度の変容メカニズムについて、難民問題に関わる国家類型や国家間の利害関係の変化、国際機構への権限移譲の過程に着目しながら考察が行われる。国家は自国の利益追求のためにU N H C Rを利用する一方、自国の利害に直接関係のない他地域の難民問題に掛かる負担や責任の回避を図る。第三章では、U N H C Rが、巧みな交渉戦術を通じて、恣意的な制度利用を目論む能動的受入国や間接的関与国と、新たに受動的受入国となって域外諸国にも負担の肩代わり求めるアジア・アフリカ諸国から協調を取り付け、難民救済を図ってきた過程が解明される。

第四章「U N H C R主導による難民救済機能の拡充」では、冷戦終結以降、難民問題を取り巻く国際政治環境が大きく変化し、大国主導による制度運営がU N H C R主導の制度運営へと移行した点が分析の俎上に載り、U N H C Rによる機能の拡充と国家間協調の維持が検証される。その結果、U N H C Rが実務や調整を肩代わりして国々の協力を助長しただけでなく、国際的評判に訴えることによって非協力的な国家の翻意を促し、難民救済能力の向上を図ってきたことが明らかにされる。

第三部第五章「アフリカ諸国と地域機構下での国家間協調の推進」では、深刻な難民問題に直面するアフリカ連合（A U）と西アフリカ諸国経済共同体（E C O W A S）を中心とした二つの地域統合が採り上げられ、難民問題に対する地域統合の波及効果が分析される。冷戦後のアフリカの周縁化を契機に、加盟国主導で地域機構が強化される一方、地域安全保障・経済協力を扱う既存の枠組みが難民問題にも援用され、その副次的効果として地域統合自体も拡充していく過程が解明される。

第六章「東南アジア諸国と地域機構を利用した国家間協調の模索」では、長期化難民の問題に直面する東南アジア諸国連合（A S E A N）に分析の焦点が移され、強力な国家主権意識を有する加盟国間における難民問題に関する協調の態様が分析の俎上に載る。冷戦期のインドシナ難民問題は非加盟国の問題であったことからA S E A N内で争点化され、A S E A Nは域外主要国との連携を達成する媒体として機能した。他方で、A S E A N加盟国であるミャンマーの難民問題については、A S E A N内での争点化を回避し、域内協調が脅かされることを防ぎつつ、冷戦終結後に発達した域外国を含むインフォーマルな制度を用いた加盟国間の対話が進展する過程が明らかにされる。

結章では、変容する国際政治環境のなかで国際機構や地域機構が難民救済機能を拡充させてきた過程を振り返り、主権国家体制の制約を受けながら、人間を対象とする国際ガバナンスの新たな発展の姿が抽出される。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、国際連合難民高等弁務官事務所（U N H C R）およびアフリカ連合（A U）、西アフリカ諸国経済共同体（E C O W A S）、東南アジア諸国連合（A S E A N）がそれぞれ管轄する地域難民制度の成立・変容の政治過程を、経時比較分析法を適用して考察した意欲的な国際難民制度研究である。既存研究がU N H C Rを中心に考察を行ってきたのに対し、本論文は地域制度をも考察に加えることで、大国の地政学的関心によって制約されたU N H C R活動の限界を明確にしながら、地域統合を目的として設立された地域統合体が未解決の域内難民問題に対処していく政治過程を記述・説明する優れた研究である。本論文は、詳細な文献調査および難民キャンプにおける参与観察をもとに作成された実証研究であるが、難民制度という個別制度の分析を通じて、政治学の理論研究に対して以下の3つの貢献を果たすものと評価できる。

第一に、行動やその帰結を規定する要素としての権力構造の重要性を強調する構造論的現実主義と行為者の自律性を主張する行為者理論の論争において、U N H C Rという難民制度の中核機関が大国間政治の圧力を受けながらも、それをうまく潜り抜けて難民救済機能を強化させていった過程を解明することで、しばしば競合関係に置かれる両理論の親和性を改めて示している。

第二に、難民制度が「狭義の制度」から「広義の制度」へ移行し、その帰結として、U N H C R、地域難民制度、非政府組織（N G O）によってレジーム・コンプレックスと称される重層的な制度群が形成され、個々の制度が補完し合いながら政策機能を向上させるという新たなガバナンスの姿を明示している。

第三に、制度の中でも、とりわけ本論文が扱う地域制度は、制度が包含する機能の視点からその成立や変容を説明しようとする機能主義の方法で説明しきれず、制度の粘着性・歴史性を指摘する経路依存の方法や、制度を関係国間で共有されている認識の表象として捉える社会構成主義の方法も合わせて適用することによって、その全容を把握できることを指摘している。

以上のように難民問題に対処する制度は多義的かつ複雑なものであるが、そうならざるを得ないほど困難な国際問題が難民問題なのである。本論文の筆者は、複雑性に満ちた難民制度を、政治学と地域研究を架橋しながら解明しようとする。もっとも、論文としての首尾一貫性に欠けるという領域横断型研究が陥りやすい難点や、地域統合体に対する旧宗主国の影響などを看過して同統合体の自律性を過度に強調している点が課題と言えなくはないが、それらは、筆者が人口移動に関わる地域ガバナンスという新研究領域の開拓

に挑んだからこそ生じたものであり、本論文の学問的価値を貶めるものではない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

なお、平成24年2月1日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。